

# 一般社団法人はれとこ 役員規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人はれとこ（以下「法人」という。）の、役員の就任、服務、報酬、退任等に関する基本的事項を定めることにより、役員が自らを律して法人発展につくすことを目的とするものである。

2 この規程に定める事項以外の事項については、法令および定款の定めあるいは理事会ならびに監査役の協議結果に従うものとする。

### (役員)

第2条 この規程で役員とは、理事および監事をいう。

### (適用範囲)

第3条 この規程は、原則として当法人において勤務する常勤の役員に適用する。

2 非常勤の役員についてはこの規程を準用するほか、細部については別にこれを定める。

### (規程の遵守)

第4条 役員はこの規程ならびに法令および定款を遵守し、協力して誠実に就業し、もって法人の発展に努めなければならない。

## 第2章 服務

### (理事の責務)

第5条 理事は、社員総会の決議により選任された法人経営の責任者であり、法人経営を負託されていることを自覚して次の点に留意して所管業務の遂行にあたるものとする。

① 法令および定款ならびに理事会、社員総会の決議を遵守し、法人のため、忠実にその職務をつくすこと。

- ② 法人運営方針の策定、法人経営の計画立案、法人業務の推進等の各場面において、自己の信念にもとづいて理事会で自己の意見を述べる。
- ③ 職制に定める職責を十分に自覚し、責任をもって仕事にあたること。

(機密の保持)

第6条 役員は法人の機密を保持し、法人の不名誉あるいは不利益となる行為または言動をしてはならない。

(損害賠償)

第7条 役員が故意または過失により、法人に損害をかけたときは、当該役員にその全部または一部を賠償させる。

2 役員が、この規定に違反する行為をして法人に損害をかけたときもまた同様とする。

### 第3章 報酬等

(報酬等の決定)

第8条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、次の方法により決定する。

- ① 理事の報酬等は、理事会で決定する。
- ② 監事の報酬等は、監事の協議で決定する。

(報酬の基準)

第9条 役員報酬は、次に掲げる区分により役位別、個別にこれを定める。

- ① 常勤
  - 代表理事 月額50万円までの範囲内
  - 副代表理事 40万円までの範囲内
  - 理事 30万円までの範囲内
  - 監事 30万円までの範囲内
- ② 非常勤 10万円までの範囲内

(支払日)

第10条 役員報酬は、当月分を翌月25日に支給する。ただし、支給日当日が休日の場合は、前日に繰上げ支給する。

(報酬からの控除)

第11条 毎月の役員報酬から控除されるものは、所得税、地方税、社会保険料、および控除することについて本人から申し出のあった前払金・貸付金・立替金等とする。

(減額の措置)

第12条 役員報酬については、懲罰、業績の悪化その他の理由により必要に応じて減額の措置をとることができる。

(賞与)

第13条 役員賞与は、社員総会の決議を経て決定する。

(賞与の配分基準)

第14条 社員総会の決議が、個々の役員が受けるべき賞与の額を示さなかったときの配分は、役員としての個々の業務執行状況を評価して次により行う。

- ① 理事については、理事会で決定する。
- ② 監事については、監事の協議により決定する。

#### 第4章 退職慰労金

(退職慰労金)

第15条 役員退職慰労金は、役員が退任する場合に、その在任期間中の功労に報いるために、社員総会の承認を得て支給する。

(退任の時期)

第16条 本章で「退任」とは、最終的に理事または監事の地位を離れることをいい、再任された場合は「退任」としない。

2 理事であった者が任期満了後引き続き監事に選任され、または監事であった者が任期満了後引き続き理事に選任された場合は、理事または監事としての任期満了の時を「退任」とする。

#### (支給金額)

第17条 退職慰労金は、次の各号に定める金額のいずれかとする。

- ① この規程にもとづき計算し、理事会または監事の協議において決定のうえ、社員総会において承認された額。
- ② この規程にもとづき計算すべき旨の社員総会の決議に従い、理事会または監事の協議において決定した額。

#### (基準額)

第18条 退職慰労金の基準額は、役位別の最終報酬月額に役位ごとの在任期間の年数を乗じ、さらに、次条に定める役位別倍率を乗じて算出した金額の合計額とする。

2 前項に定める在任期間に1年未満の端数がある場合は、月割で計算し、1か月未満の端数がある場合は1か月に切り上げる。

#### (役位別倍率)

第19条 退職慰労金の役位別倍率は、次のとおりとする。

##### ① 理事

代表理事 3.0倍

副代表理事 2.4倍

理事 1.8倍

##### ② 監事

監事 1.6倍

#### (減額)

第20条 法人の名誉を毀損し、あるいは法人に著しい損害等を与えたため退任する役員に対する退職慰労金は、理事会の決議または監事の協議により相当な減額を行うことができる。

2 前項のほか、法人の経営状況、社会状況の変化により前項の手続を経て相当な減額を行うことができる。

(支給方法)

第21条 役員の退職慰労金の支給日および支給方法等は次による。

- ① 理事の退職慰労金は、社員総会の決議に従い理事会が決定する。
- ② 監事の退職慰労金は、社員総会の決議に従い監事の協議において決定する。

附則

(適用)

第22条 この規程は、令和6年7月18日から適用する。

(規程の改廃)

第23条 この規程の改廃は、理事会の決議および監事の協議を経なければならない。